

Q6 個別の教育支援計画は、どのようなものですか。

1 個別の教育支援計画とは

平成15年から実施された障害者基本計画においては、教育、医療、福祉、労働等が連携協力を図り、障害のある子どもの生涯にわたる継続的な支援体制を整え、それぞれの年代における子どもの望ましい成長を促すため、個別の支援計画を作成することが示されました。この個別の支援計画のうち、幼児児童生徒に対して、教育機関が中心となって作成するものを、「個別の教育支援計画」といいます。

障害のある子どもについては、家庭及び地域や医療、福祉、保健、労働等の様々な機関が協力し、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて適切な指導と必要な支援を行うために個別の支援計画を作成し、学校や家庭、関係機関における支援に生かしていくことが大切です。こうしたことから、今回の特別支援学校学習指導要領改訂で、「個別の教育支援計画を作成すること」が示されました。

小・中学校の学習指導要領総則編にも、障害のある子どもについては、学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要であり、例えば、家庭や医療機関、福祉施設などの関係機関と連携し、様々な側面からの取組（個別の教育支援計画）を作成することなどが考えられると記述されています。

(1) 作成の目的

「個別の教育支援計画」の作成は、障害のある児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うことを目的とする。

(2) 対象範囲

障害のある幼児や児童生徒で、特別な教育的支援の必要なもの。

※幼稚園から特別支援学校の高等部、高等学校段階までのものを中心に考える。

○障害の範囲

視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、自閉症・情緒障害、LD、ADHD、高機能自閉症 等

(3) 内容

計画の作成を担当する機関を明らかにして、以下の内容を盛り込んだ計画を作成・改訂を行う。

1) 特別な教育的ニーズの内容

2) 適切な教育的支援の目標と内容

3) 教育的支援を行う者・機関

(4) プロセス

作成を担当する機関が以下の手順で計画の作成・点検を行う。

①障害のある児童生徒の実態把握

②実態に即した指導目標の設定

③具体的な教育的支援内容の明確化

④評価

〔平成15年3月『今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）』より抜粋〕

2 作成に当たっての留意事項

- 適切な指導や必要な支援への活用
関係機関等がそれぞれの役割分担の下、多面的に実態把握や情報収集を行い、必要とされる支援の目標や内容を決定していくこととなります。個別の教育支援計画を作成することにより、学校や関係機関における適切な指導や必要な支援に生かすことが大切です。
- 評価・改善
学校と関係機関等とが連携して、個別の教育支援計画に記述された目標や内容、支援状況やその成果等について、適宜評価し改善を行うことにより、より適切な指導と必要な支援が実施できるようにすることが大切です。
- 個々の子どもに応じた工夫
個々の教育的ニーズに応じて連携協力する相手や内容・方法等を工夫することが大切です。その際に、関係者間で個々の児童生徒の実態等を的確に把握したり、共通に理解したりできるようにするため、国際生活機能分類（ICF）の考え方を参考とすることも有効です。
- 個人情報の保護
個別の教育支援計画には、多くの関係者が関与することから、個人情報等の保護に十分留意することが必要です。
- 個別の指導計画との関連性
個別の教育支援計画と関連するものに、個別の指導計画がありますが、それぞれ作成する目的や活用する方法には違いがあるのでそのことに留意して、相互の関連性を図ることに配慮する必要があります。

